

建退共証紙の購入等について

総務部契約検査室

建設業退職金共済制度（以下、「建退共」という。）は、「中小企業退職金共済法」に基づき、建設現場で働く人たちのために設けられた退職金制度です。

この制度は、労働者がいつ、また、どこの現場で働いても、働いた日数分の掛金が全部通算されて退職金が支払われる仕組みになっており、短期間に職場を転々と移動して雇用される労働者にとっては、福祉の充実から有意義な制度であります。

本制度の普及徹底を図るため、建設業退職金共済証紙（以下「証紙」という。）等の購入について下記のとおり取り扱います。

記

（元請事業者の責務）

- 1 元請事業者は、全ての下請事業者（以下「下請事業者」という。）に対する監督・指導を通じて、本制度の普及・啓発を図るとともに、当該工事に従事する建設業退職金共済制度の対象となる労働者（以下「対象労働者」という。）を把握し、適切に証紙を購入し、また、対象労働者を雇用する「下請事業者」に対して本制度への加入、建設業退職金共済手帳（以下「共済手帳」という。）の交付の促進及び証紙の貼付を求めるなど、本制度の適切な運用に努めてください。

（標識の掲示）

- 2 元請事業者は、当該工事現場の見やすい場所に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」である旨の標識を掲示してください。
（工事現場内に事務所などを設置しない等のため適当な掲示箇所のない現場においては、当該標識を平板等に張り付け、立て札タイプで掲示してください。）

（証紙購入計画）

- 3 元請事業者は、契約締結後 1 ヶ月以内に予測される「対象労働者」の延べ人数に対応した「建退共証紙購入計画書」（様式第 1 号）及び「労務計画書」（様式第 2 号）を作成し、提出してください。

（建退共掛金収納書届）

- 4 元請事業者は、契約締結後 1 ヶ月以内に証紙を購入し、また分割購入する場合には、証紙を購入した時に掛金収納書とともに、「建退共掛金収納書届」（様式第 3 号）を提出してください。なお、契約当初において対象労働者数の把握が困難な場合には、勤労者退職金共済機構が定めた「共済証紙購入の考え方について」（裏面）を参考に証紙を購入し、掛金収納書とともに「建退共掛金収納書届」を提出してください。

また、下請事業者が必要とする証紙を直接購入した場合にも、その掛金収納書を添付のうえ、「建退共掛金収納書届」を提出してください。

（建退共掛金収納書不要届）

- 5 元請事業者は、当該工事において対象労働者を雇用する予定がない場合は、契約締結後 1 ヶ月以内に「建退共掛金収納書届」に代えて「労務計画書」及び「建退共掛金収納書不要届」（様式第 4 号）を提出してください。

（建退共証紙購入等実績報告書）

- 6 元請事業者は、工事完成時に対象労働者延べ人数及び証紙の貼付枚数などを記載した「実績報告書」（様式第 5 号）及び「共済証紙受払簿」（様式第 6 号）を提出してください。

建退共証紙購入の考え方について

下記は、総工事費に占める共済証紙代金の割合について、「労働者述べ就業予定者数」の7割が建退共の被共済者であると仮定して算出したものです。

したがって、これを実際に活用する際には、下記に、
$$\left[\frac{\text{対象工事における労働者の加入率 (\%)}}{70\%} \right]$$
を乗じた値を参考としてください。

総工事費	工事種別	土					木
		舗装	橋梁等	隧道	堰堤	浚渫・埋立	その他の土木
1,000 ~ 9,999 千円		3.5/1,000	3.5/1,000	4.5/1,000	4.1/1,000	3.7/1,000	4.1/1,000
10,000 ~ 49,999 千円		3.3/1,000	3.2/1,000	3.6/1,000	3.8/1,000	2.8/1,000	3.6/1,000
50,000 ~ 99,999 千円		2.9/1,000	2.8/1,000	2.8/1,000	3.1/1,000	2.7/1,000	3.1/1,000
100,000 ~ 499,999 千円		2.3/1,000	2.1/1,000	2.1/1,000	2.5/1,000	1.9/1,000	2.3/1,000
500,000 千円以上		1.7/1,000	1.6/1,000	1.9/1,000	1.8/1,000	1.7/1,000	1.8/1,000

総工事費	工事種別	建 築		設 備	
		住宅・同設備	非住宅・同設備	屋外の電気等	機械器具設置
1,000 ~ 9,999 千円		4.8/1,000	3.2/1,000	2.9/1,000	2.2/1,000
10,000 ~ 49,999 千円		2.9/1,000	3.0/1,000	2.1/1,000	1.7/1,000
50,000 ~ 99,999 千円		2.7/1,000	2.5/1,000	1.8/1,000	1.4/1,000
100,000 ~ 499,999 千円		2.2/1,000	2.1/1,000	1.4/1,000	1.1/1,000
500,000 千円以上		2.0/1,000	1.8/1,000	1.1/1,000	1.1/1,000

(注) 総工事費とは、請負契約額（消費税等相当額を含む。）と無償支給材料評価額の合計額をいう。